

平成21年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

- ① 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.36%)を解消するため、4年ぶりに月例給の引下げ～給料の引下げ
 - ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.35月分)
- ・月例給とボーナスの同時引下げは平成15年以来6年ぶり
 - ・平均年間給与は17万4千円(2.5%)の減で、平成15年以来6年ぶりの大幅減額
 - ・ボーナスは政令指定都市移行後、最大の引下げ月数。引下げ後の支給月数は過去最低

1 職員及び民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間従業員の給与との精密な比較を行うため、本年4月現在におけるそれぞれの給与等の実態について調査を実施した。

※ 調査を実施した事業所 市内87事業所

(企業規模50人以上、事業所規模50人以上の310事業所から層化無作為抽出法により抽出)

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

事務・技術職の本市職員の給与(減額措置前)と市内民間従業員の給与を比較した結果職員給与が民間給与を上回っていることが認められた。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 ((A)-(B)/(B))×100 (A)-(B)
420,937円	422,466円	△0.36% (△1,529円)
	417,546円	0.81% (3,391円)

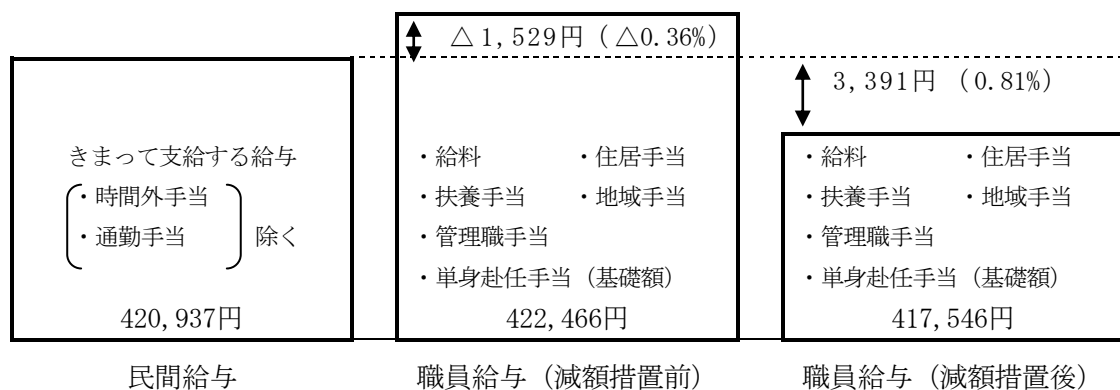
(参考)

(注) 本市職員については、平成20年4月から給料の減額措置が実施されている。

(「職員給与」及び「較差」欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後)

上記職員(新卒者、保育士等を除く)の平均年齢は42歳8月、平均経験年数は20年10月である。

(給与減額措置前後の職員給与と民間給与との較差)



(2) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間の市内民間従業員の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較した結果、職員支給月数が民間支給月数を上回っていることが認められた。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.17月	4.50月	△0.33月

3 給与改定の内容

(1) 月例給 民間給与との較差（マイナス）の大きさ等を考慮し、給料表の改定により月例給を引下げ

- 行政職給料表 基本的に同率の引下げ（平均改定率△0.4%）とするが、初任給など若年層（1級～3級の一部）は引下げを行わない。
6級以上は平均を0.1%上回る引下げ
- 教育職給料表 千葉県における改定状況を考慮して措置
- その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引下げ（医療職給料表（1）を除く）

※ 給与構造改革の給料表水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に引下げ

(2) 期末・勤勉手当 民間の支給月数に見合うよう引下げ 4.5月分→4.15月分

一般職員		6月期	12月期
21年度	期末手当	1.25月（支給済み）	1.5月（現行1.60月）
	勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.7月（現行0.75月）
22年度以降	期末手当	1.25月	1.5月
	勤勉手当	0.7月	0.7月

※ 21年6月期における期末・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当

(3) 改定の実施時期等

- 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）
- 減額調整方法（給料月額の引下げ改定のあった者に限る）
本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消

$$\boxed{\text{12月期 期末手当額}} - \left(\boxed{\text{4月給与}} \times \boxed{\text{調整率 (\Delta 0.41\%) (注)}} \times \boxed{\text{本年4月から改定実施日の属する月の前月までの月数}} + \boxed{\text{6月に支給された期末・勤勉手当の額}} \times \boxed{\text{調整率 (\Delta 0.41\%) (注)}} \right)$$

(注) 行政職給料表職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

4 その他報告する事項

(1) 優秀な人材の確保

保育士等の職種について年齢要件の見直しを検討するほか、職員募集に係る広報活動を強化しより一層工夫した情報発信に努める。さらに、試験方法の簡素化や試験から合格発表までの日程短縮等についても検討

(2) 時代の要請に応じた人材の育成

人材育成・活用基本方針の見直しを行い、あるべき職員像等を職員に周知した上で、その職員像の実現に向けた研修等の充実を望む

(3) 勤務実績の給与への反映の推進

管理職員における査定昇給制度の運用についての検証結果を踏まえ、一般職員についてもその評価が給与に適切に反映され、それぞれの能力が発揮される機会となるよう、積極的な取組を期待

(4) 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減

労働基準法の改正を遵守すべく条例改正など所要の措置を講ずることが必要。また、時間外勤務等縮減対策について積極的な見直しを行い、実効性のある対策を講ずることが必要

イ 両立支援の推進

育児・介護休業法の改正に関連し必要となる措置について、適切な対応を図ることが必要。また、子育て支援計画の新たな計画の策定と、その周知徹底に努めることが必要

ウ 職員の健康の保持

精神疾患による病気休暇取得者や休職処分者の減少のため、その要因の一つである様々なハラスメントについて、相談先を職員に周知するとともに、相談しやすい体制作りにも努めるほか、ハラスメント防止に対する意識の向上を図る対策を講ずることが必要

(5) 高齢期の雇用問題

年金支給開始年齢の引上げに対応する雇用と年金の接続について、今後の国の動向を引き続き注視することが必要

(6) 女性の登用

政策決定の過程で女性の意見がより反映されるよう、引き続き女性の登用の拡大に取り組むことが必要

(7) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の勤務環境に関する人事院の取組内容を踏まえ検討することが必要。また、非常勤職員の子育てに係る環境整備について、引き続き計画的な取組を望む

(8) 公務員倫理

任命権者においては、不祥事案の原因を分析して研修等に反映させるとともに、法令等の遵守について職員の意識を一層高めることが必要。また、不祥事の発生しにくい職場環境の醸成に努めることが必要

職員にあっては、全体の奉仕者として強い使命感と倫理観が要求されることを肝に銘じ、常に自らの判断や行動を律する必要があることを十分に認識し、職務に精励することを要望

(参考)

(1) 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与等>

行政職	現行額	勧告実施後試算額	増減額
平均給与	421,210円	419,694円	△1,516円
平均年間給与	696万7千円	679万3千円	△17万4千円

注1 行政職給料表適用職員(消防職員を除く)

(4,601人、平均年齢42歳11月、平均経験年数は21年1月)

2 減額措置前の額による試算

<所要額(勧告通り実施された場合の試算額)>

行政職給料表適用職員(消防職員を除く)	△約8億円
全職員	△約12億円

注1 減額措置前の額による試算

2 職員は、再任用、育児休業、派遣職員等を除く

(2) モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	改定前年間給与	改定後年間給与	差引
係長	40	配偶者、子2人	6,982,700円	6,797,500円	△185,200円
課長	50	配偶者、子2人	9,845,700円	9,597,100円	△248,600円
局長	57	配偶者	12,100,000円	11,797,500円	△302,500円

注1 「月額」には、給料・扶養手当・管理職手当・地域手当を含む

2 「年間給与」=月額×12+期末・勤勉手当(百円未満四捨五入)

3 減額措置前の額による試算

(3) 最近の給与勧告の実施状況

年	月例給		期末・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
	較差率	較差額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成11年	0.26%	1,173円	4.95月	△0.3月	△11.5万円	△1.5%
平成12年	0.10%	463円	4.75月	△0.2月	△8.3万円	△1.1%
平成13年	0.08%	358円	4.70月	△0.05月	△1.8万円	△0.2%
平成14年	△1.79%	△8,119円	4.65月	△0.05月	△15.8万円	△2.1%
平成15年	△1.05%	△4,663円	4.40月	△0.25月	△19.1万円	△2.6%
平成16年	0.01%	45円	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.43%	△1,950円	4.45月	0.05月	△0.8万円	△0.1%
平成18年	△0.02%	△70円	4.45月	—	—	—
平成19年	0.05%	226円	4.50月	0.05月	2.6万円	0.4%
平成20年	0.02%	88円	4.50月	—	—	—
平成21年	△0.36%	△1,529円	4.15月	△0.35月	△17.4万円	△2.5%

注1 平均年間給与は行政職給料表適用職員(消防職員を除く)

2 平成21年の平均年間給与は減額措置前の額による試算

3 他に平成17年の給与に関する報告により実施された平成18年度からの給与構造改革により給料表水準を平均4.7%引下げ